鯖 監 第 ２６ 号
令 和 ２ 年 ３ 月 ５ 日

鯖江市長　牧野　百男　　殿

鯖江市監査委員　　加　藤　一　邦

鯖江市監査委員　　佐 々 木　勝 久

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

**第 1　監査の種類**

公の施設の指定管理者監査

**第 2　監査の対象**

鯖江市体操協会（鯖江市立待体育館）

**第 3　監査の期間**

令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 2 月 12 日まで

**第 4　監査の範囲および方法**

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、施設の設置目的を阻害することなく、市民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。また、仕様書等に基づいた管理運営業務、収支の会計経理、その他の事務の執行が適正に行われているかに主眼をおいて実施した。

## 第 5　監査の概要

### 《鯖江市体操協会》

（1）鯖江市立待体育館　利用状況

（単位：人）

| 利用者数 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成 30 年度 | 2,017 | 1,869 | 2,118 | 2,186 | 1,687 | 1,696 | 2,087 | 1,857 | 1,987 | 1,859 | 2,744 | 2,068 | 24,175 |
| 令和元年度 | 1,950 | 1,979 | 2,004 | 2,097 | 1,650 | 1,814 | 2,054 | 1,988 | 2,036 | 2,166 | ＊ | ＊ | 19,738 |

＊平成31年度の合計は、令和2年1月末現在

（2）会計

収入の部

（単位：円）

| 項　　目 | 予　算　額 | 決　算　額 | 適　要 |
|---|---|---|---|
| 施設運営収入 | 140,000 | 118,304 | |
| 利用料金収入 | 0 | 0 | |
| その他 | 140,000 | 118,304 | 自販機電気料等 |
| 繰越金 | 0 | 0 | |
| 利息 | 0 | 6 | |
| 指定管理料 | 7,560,000 | 7,560,000 | 1,890,000×4 |
| 合　　計 | 7,700,000 | 7,678,310 | |

支出の部

（単位：円）

| 項　　目 | 予　算　額 | 決　算　額 | 適　要 |
|---|---|---|---|
| 管理運営費用 | 7,700,000 | 7,805,641 | |
| 給料 | 3,700,000 | 3,698,197 | 職員 1 名 |
| 法定福利費 | 1,200,000 | 1,243,196 | 社会保険、雇用保険 |
| 消耗品費 | 200,000 | 31,575 | |
| 燃料費 | 100,000 | 0 | 冬季暖房費 |
| 印刷製本費 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 1,800,000 | 2,040,041 | 電気、ｶﾞｽ、水道 |
| 修繕費 | 100,000 | 60,044 | ヒーターメンテナンス　他 |
| 通信運搬費 | 120,000 | 106,154 | 電話料 |
| 保険料 | 90,000 | 115,110 | 賠償責任保険 |
| 委託料 | 240,000 | 360,288 | |
| 警備保障 | － | 98,496 | セコム（火災のみ） |
| 消防設備点検 | － | 78,300 | ミドリ防災 |
| 機械器具保守点検 | － | 0 | 自動ドア、空調（点検なし） |
| 施設管理 | － | 145,152 | 清掃業務、廃棄物処理業務 |
| 防火点検 | － | 38,340 | ミドリ防災 |
| 使用料賃借料 | 50,000 | 147,976 | ＮＨＫ、ダスキン |
| 備品購入費 | 0 | 0 | |
| その他 | 100,000 | 3,060 | 振込手数料 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 自主事業費 | | 0 | 0 | |
| その他 | | 0 | 0 | |
| | 公租公課 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 支出計 | | 7,700,000 | 7,805,641 | |
| 当期　収入―支出計 | | 0 | △127,331 | 4/1～3/31 までの収支 |

## 第 6　監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。監査の結果は、次の点を除きおおむね良好に実施されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、軽微な事項については、口頭で指導した。

『 会計事務について 』

指定管理業務に係る会計事務について、帳簿と証拠書類を照合した結果、一致しないものが見受けられた。経理内容の明確化および会計事務の責任体制を確立し、適正に処理されたい。

『 使用料の減免について 』

決算書を見ると、施設使用料が０円となっている。施設利用者がすべて減免対象団体に該当していることになるが、利用者の中に減免団体に規定されていない団体が含まれているように見受けられた。施設の利用にあたっては、施設の使用許可申請書の提出を求め、減免団体かどうかの確認を徹底されたい。

『 備品管理について 』

指定管理者管理運営業務仕様書に、「備品については備品台帳を備え、取得および廃棄等の異動について随時、教育委員会に報告しなければならない」と定められているが、市、県、協会所有の備品が混在しており、それぞれの台帳が整備されていない。実地調査に基づき備品台帳の整備を行われたい。

『 ＡＥＤ管理状況について 』

バッテリー、パッドともに有効期限切れとなっている。早急に対処されたい。

## 第７　意　見

指定管理者制度は自治体と指定管理者との間に締結された「協定」に基づき、公の施設の管理運営業務を行うもので、当事者の双方が、協定書および仕様書の履行義務を負うこととなる。行財政運営の透明性、公平性が強く求められている現状において、指定管理者制度の管理運営にあたっては、指定管理者と所管課のそれぞれに与えられた業務を忠実に遂行し、一つひとつ責任を果たすことで指定管理者制度の質が向上し、市民の信頼に応えることができるものと考える。

したがって、業務の一つであるモニタリングについて、指定管理者は、日常モニタリングにより施設の保全を図り、施設利用者の安全を守らなければならない。また、所管課は、指定管理者が協定（契約）を適切に履行しているかどうかをモニタリング（監視活動）し、計画や目標を達成したかどうかを評価し、必要な指導を行わなければならない。更に、モニタリングは指定管理者制度の品質を向上させるものであるから、協議内容の記録を整備し、責任の所在を明らかにするべきである。

建物の維持管理については、建設から３５年以上が経過し、経年劣化による大規模な修繕（改修）箇所が発生していると思われる。指定管理者と所管課が協議のうえ、改修計画を策定し、効果的な保全をすることで、市民が安心して利用し続けられる施設として存続することを期待する。

最後に、今後も、民間の手法による弾力性や柔軟性のある施設運営により、施設利用者の利便性の向上に努められ、併せて、民間と行政が、それぞれの長所を活かし、公の施設が有効に活用されることを望む。

また、指定管理者がさらに活動をアピールし、市民の多くの賛同を得て益々発展されることを期待する。